

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和2年 8月 6日

横浜市契約事務受任者
環境創造局長 小林 正幸

1 契約の概要

樽町ポンプ場第一施設除塵コンベヤ等緊急措置工事

2 履行（納品）場所

港北区樽町三丁目9番11号

3 契約日

令和2年4月14日

4 履行日又は履行期間

令和2年4月14日から令和2年7月27日

5 契約金額

¥4,675,000.-（うち取引に係る消費税額¥425,000.-）

6 契約の相手方（名称及び所在）

阿部工業株式会社 代表取締役 阿部 哲也
横浜市鶴見区上末吉4丁目13番6号

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

樽町ポンプ場は港北区東部地域の汚水中継及び雨水排水を目的としたポンプ場です。流入水に含まれるし渣を沈砂池の除塵機で除去しますが、除去したし渣を搬送する除塵コンベヤが運転不能となったため、排水機能を維持することができず、市民生活に影響を及ぼす恐れがあるので、緊急に対応する必要がありました。

8 契約の相手方の選定理由

阿部工業株式会社は、樽町ポンプ場近隣の市内業者で早期の対応が可能であり、本工事を緊急に施工できる技術と体制を有しているため、同社を選定しました。

9 所管課

環境創造局 下水道施設部 北部第一水再生センター